

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令要綱

一 道路交通法施行令の一部改正

(一) ミニカーの積載物の重量制限の上限値を九十キログラムに改めるとともに、小型特殊自動車の積載物の重量制限の上限値を七百キログラムに改めることとする。(第二十二條第二号関係)

(二) 反則金の納付等の方法として、反則金の収納に関する事務を行う都道府県警察の職員が当該事務のために管理する口座への振込みによる方法を新たに定めることとする。(第五十二條及び第五十二條の二関係)

二 予算決算及び会計令の一部改正

出納官吏等による国の歳入金の収納手続の例外として、財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者に交付することを要しないこととする。(第三十一條関係)

三 その他

その他所要の規定を整備する。

四 施行期日等

- (一) この政令は、令和三年六月二十八日から施行することとする。
- (二) 所要の経過措置を設ける。